

まちづくり推進部 運営方針

めざす まちの姿

快適な住環境が整ったまち
活力を生み、人が集い交流するまち

部の 運営方針

・まちづくりに関する推進及び総合調整役として、関係部局・関係機関等と連携しながら、中長期的な視点からまちづくりの方針を定めるとともに、事業を着実に推進し、その成果を市内外に広く情報発信することで、まちの魅力・暮らしやすさをさらに高め、幸せの実感につなげていくことをめざします。

成果指標(目標値)

成果指標	現状		目標		担当課
	年度 (平成)	値	年度 (令和)	値	
市街化区域内人口密度 (人/ha)	28	56.1	8	57.0	都市政策課
主要 6 駅の乗降客数 (人/日) ※JR勝川・春日井・神領・高 蔵寺・名鉄味美・春日井	28	140,677	8	141,000	都市政策課 都市整備課
公共交通路線の徒歩利 用圏のカバー率(%) ※鉄道駅800m、バス停300m	27	93	7	96	都市政策課
土地区画整理事業等によ る住環境改善に伴う 区域内人口(人)	29	8,300	8	11,600	都市整備課
高蔵寺ニュータウンの 人口(人) ※4月1日時点	30	43,182	7	48,000	ニュータウン創生課
子育て世帯(18歳未満 の子どもがいる世帯) の割合(%) ※4月1日時点	30	18.4	2	20.8	
高蔵寺ニュータウンへ の転入・転居数 ※年度内	29	1,681	2	1,750	

令和元年度 まちづくり推進部 運営方針

重点取組

・各地域ごとのまちづくりのあり方やそれぞれをつなぐ具体的な交通施策について検討するとともに、駅周辺等の都市拠点における事業の推進と高蔵寺リ・ニュータウン計画の推進に向けた取組を強化します。

主要事業		内容	重点方針	担当課
1	公共交通ネットワークの充実	<p>既存の公共交通と新たな移動手段による交通ネットワークを構築するため、地域公共交通網形成計画を策定していきます。</p> <p>また、令和3年秋に予定している次々回のシティバス契約更新時期に合わせ、市内の交通空白地域に適切な移動手段を導入するための準備を進めていきます。</p>	①	都市政策課
2	都市計画マスタープラン	<p>20年先のまちの姿を見据え、人口減少基調にあっても市民や事業者に魅力あるまちづくりを進めるための土地利用の方針を定める都市計画マスタープランを作成し、今後10年間のまちづくりの指針とします。</p>		
3	J R 春日井駅周辺整備	<p>駅南東地区については、施設建築物の建築工事等、組合事業が円滑に進められるよう支援します。</p> <p>駅北東地区については、周辺の地権者等を対象としたまちづくり勉強会を継続的に開催し、まちづくりに対する知識を深めながら、再開発事業の実現性や事業性の検討を行います。</p>		都市整備課
4	名鉄味美駅周辺整備	<p>駅利用者の利便性向上及び駅周辺の交通環境の改善を目指し、駅舎のバリアフリー化や駅北側踏切道歩道設置を始め、東口駅前広場の整備を行います。</p>		
5	名鉄春日井駅周辺整備	<p>西部第一、第二土地区画整理事業における都市計画道路鷹来線や駅前広場等の整備進捗に合わせ、駅舎の整備が進められるよう関係機関との協議を進めます。</p>		

6	熊野桜佐土地区画整理	組合施行による土地区画整理の健全な事業運営を支援するとともに、市関係部署との調整を進め、工事進捗に合わせた雨水排水対策を組合と連携して行います。		
7	西部第一・第二土地区画整理	組合施行による土地区画整理の健全な事業運営を支援します。また、平成30年9月に仮換地が指定され、組合による造成工事の進捗に合わせて雨水排水対策が実施できるよう市関係部署との調整を進めます。		都市整備課
8	J R 高蔵寺駅周辺再整備	高蔵寺ニュータウン及び周辺地域の玄関口として魅力ある顔づくりを推進する。駅北口周辺の再編整備、駅南口周辺や地下道空間の改善による駅南北の一体感の向上を図ります。		
9	スマートウェルネスを目指した団地再生の推進	高森台地区をモデルとしてUR都市機構の団地再生と連携し、UR都市機構が管理する賃貸住宅、高森山、県有地を含むエリアを拠点に、高蔵寺ニュータウン全域でスマートウェルネスをめざしたまちづくりを推進します。	②	
10	旧西藤山台小学校施設の活用	高蔵寺ニュータウンの居住の魅力を高めるため、旧西藤山台小学校施設を活用し、民間活力の導入により、周辺地区も対象とした商業・飲食・教育・医療・福祉等の生活利便施設の誘致や整備を進めます。		ニュータウン創生課
11	高蔵寺ニューモビリティタウン構想事業	高蔵寺ニュータウンにおいては、坂道が多く、今後の高齢化の進展に伴う外出機会の減少などの課題の解決に資する多様な移動手段を確保するため、名古屋大学や近未来実装協議会の構成員と連携し、新たなモビリティサービスの導入に向けた検討や実証実験を行い、令和2年の社会実装をめざします。	①	
12	既存建築物の安全性の確保	建築基準法の定期報告制度が改正（平成28年6月施行）され、建物等の用途・規模や防火設備等の報告対象が拡大強化されました。このため、報告対象となる建築物等の所有者への周知徹底を図るとともに、未報告者には提出の督促や現地立入調査等を行い、建築物の安全性の確保及び報告率の向上に努めます。		建築指導課